適格請求書等保存方式

インボイス制度実務上対応のポイント

登録期限迫る! L 今和5年3月31日まで

新制度開始 令和5年10月1日

知らないでは済まされない!

2022年1月改正 電子帳簿保存法 についてもお話しいたします 何が対象?どう準備すればいいの?

自社が登録しない場合

仕入や購入等の取引先が登録業者でない場合

→取引先への影響は?

→自社の仕入税額控除は?納税額への影響は?

令和5年10月1日からインボイス(適格請求書等保存方式)制度が導入されます。インボイス制度は複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式のことで、従来の区分記載請求書等(税率を区分して記載した請求書等)に代えて、インボイス(税額票)である「適格請求書等」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。この制度により、適格請求書発行事業者の登録手続きや、請求書や領収書への必要事項を記載するなどの対応が必要となります。インボイス方式の実務上対応のポイントについて、分かりやすく解説します。

- ●適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要
 - インボイス制度とは・施行スケジュールは・手続きは・登録しないとどうなるのか 適格請求書の記載事項〜留意点・売り手の留意点、買い手の留意点
- ●免税事業者の判断~登録する・しない・・・取引先は一般消費者?簡易課税・本則課税事業者?
- ●課税事業者の留意点~取引先は?免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置は?・簡易課税制度適用業者は?
- ●登録申請について~法人・個人事業者 ●電子帳簿保存法 改正ポイント

≪と き≫ 4年 1 2月 1 5日(木) 13:30~15:30

当日はマスク着用をお願いいたします。

≪ところ≫ 会場参加:

参ヶ沢町商工会館 (鰺ヶ沢町米町 25-1) ≪受講料≫ 無 料

オンライン参加:深浦町・つがる市の各商工会館 (ZOOM で鯵ヶ沢会場と接続)

※個人で、オンライン参加をご希望の方は、お問合せください。

講師

小野寺税理士社会保険労務士事務所 (株)小野寺会計事務所 代表取締役 個人情報保護コンサルタント

小野寺 剛

1959年生、青森市出身。青森高校・法政大学卒。地域中小企業の要望を一ヶ所でかなえるためのワンストップオフィスサービスを展開している会計事務所(従業員20名)の代表。税務会計や社会保険のサービスにとどまらず、顧客に助成金の利用やリスク対策、個人情報保護コンサルなどの提案型サービスを実施。また、起業や創業を目指す人を公的相談窓口や提携する司法書士や行政書士などともに支援している。かたわら、NPO法人ジュニアグローバルトレーニングスクール副理事長、青森県金融広報アドバイザー、(社)青森法人会理事、JCI公認トレーナー、と活動範囲は多岐にわたる。



【主催】青森県商工会連合会 【共催】鯵ヶ沢町商工会・深浦町商工会・つがる市商工会 【お問合せ・お申込先】

- ·青森県商工会連合会 広域支援課 TEL:017-734-3394/FAX:017-773-7249
- ・又は、お近くの商工会まで

・-------- 《12月15日 インボイス制度 対応セミナー 参加申込書》--------

事業所名		TEL	
参加会場(商工会)	鯵ヶ沢町・深浦町・つがる市	種別: どちらかに〇	課税事業者 • 免税事業者
個人で ZOOM 参加の場合は、メールアドレスをご記入願います→			
受講者名			

本申込書で得た個人情報は、セミナー以外で使用いたしません。